

## 12 教育政策 — 多様性の中の収斂と調和 —

木 戸 裕

### 目 次

はじめに	III 2007年からの新しい教育計画
I 教育政策のあゆみと法基盤	IV 拡大EUの教育現況と課題
II リスボン戦略とその展開	1 ベンチマークの進捗状況
1 目標設定と作業計画の策定	2 拡大EUの教育課題
2 ベンチマークの設定	おわりに—市民性教育の発展

### はじめに

すでに各章で取り上げられているように、今や「ひとつのヨーロッパ」に向かってヨーロッパ全体が大きく動いている。今後ヨーロッパが本来の意味での市民の共同体になることができるかどうかは、単に政治・経済上の問題にとどまらず、ヨーロッパがもつ多様な民族・言語、宗教的、文化的な確執・葛藤等々の正確な把握と理解にかかっている。その意味でも、教育の果たす役割は、ヨーロッパの今後の発展を左右するもっとも重要な要素のひとつであるといつて過言でないであろう。本章では、拡大EUの教育政策を取り上げる。

### I 教育政策のあゆみと法基盤

EU (EC) の教育政策は、まず域内「共通の職業訓練政策」といういわば社会政策に関連した形で始まった<sup>(1)</sup>。ローマ条約 (1957年) 第128条では、次のように規定された。「理事会は、委員会の提案に基づき、かつ、経済社会評議会と協議の上、各国の経済および共同市場の調和ある発展に寄与することができる職業訓練についての共通政策を実施するため必要な一般的原則を設ける」。

このように当初、教育政策それ自体は法規定の対象外であったが、マーストリヒト条約 (1993年発効) で、「普通教育、職業訓練および青少年」という章が設けられ、そのなかにはじめて「教育」に関する条文が挿入された。これにより、教育政策面における加盟国間の緊密な協力関係の構築が明文化されることになった (第126条、第127条) (表1を参照)<sup>(2)</sup>。

(1) 拙稿「第11章 教育政策」国立国会図書館内 EC 研究会編『新生ヨーロッパの構築：EC から欧州連合へ』日本経済評論社、1992、pp.266-286。

表1 EC条約(第149条、第150条)

<p>第三章 普通教育、職業訓練及び青少年</p> <p>第149条(旧126条)「教育」</p> <p>1 共同体は、構成国間の協力を促進し、かつ必要な場合には、構成国の活動を支援及び補足することにより、質の高い教育の発展に寄与する。その際、共同体は、教育内容及び教育制度の組織に対する構成国の責任、並びに構成国の文化的及び言語的多様性を十分に尊重する。</p> <p>2 共同体の活動は、次のことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 特に構成国の言語の習得及び普及を通じ、ヨーロッパ次元の教育を発展させること。</li> <li>－ とりわけ学位証書及び学習期間の大学間の承認を促進することにより、学生及び教員の移動を促進すること。</li> <li>－ 教育機関の間の協力を促進すること。</li> <li>－ 構成国の教育制度に共通する問題に関する情報及び経験の交流を発展させること。</li> <li>－ 青少年の交流及び社会教育の指導者の交流の発展を促進すること。</li> <li>－ 遠隔教育の発展を促進すること。</li> </ul> <p>3 共同体及び構成国は、第三国及び教育の分野において権限を有する国際組織、特に欧州審議会との協力を促進する。</p> <p>4 本条に定める目的の達成に寄与するために、理事会は、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 構成国の法令の調和をはかることを除外し、経済社会評議会及び地域委員会との協議ののち、第251条に定める手続に従い、奨励措置を採択すること。</li> <li>－ 委員会の提案に基づき、特定多数決により、勧告を採択すること。</li> </ul> <p>第150条(旧127条)「職業訓練」</p> <p>1 共同体は、職業訓練の内容及び組織についての構成国の責任を十分尊重しつつ、構成国の活動を支援及び補足する職業訓練政策を実施する。</p> <p>2 共同体の活動は、次のことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 特に職業訓練及び職業再教育を通じて、産業界の変化に対する適応を容易にすること。</li> <li>－ 労働市場への職業的編入及び再編入を容易にするため、新規及び継続の職業訓練を改善すること。</li> <li>－ 職業訓練を受ける機会を容易にし、かつ指導者及び教育受講者並びに特に青少年の移動を促進すること。</li> <li>－ 職業訓練の問題に関して、教育機関と企業との協力を促進すること。</li> <li>－ 構成国の職業訓練制度の枠内で、共通する問題に関する情報及び経験の交流を構築すること。</li> </ul> <p>3 共同体及び構成国は、第三国及び職業訓練の分野において権限を有する国際機構との協力を促進する。</p> <p>4 理事会は、構成国の法令の調和をはかることを除外し、第251条に定める手続に従い、かつ経済社会評議会及び地域委員会との協議ののち、本条に定める目的の達成に寄与するための措置を採択する。</p>
--

(出典) 松井芳郎(編集代表)『ベーシック条約集 2006年版』東信堂、2006、p.91.を参照。ドイツ語版により訳語を一部改変した。

(2) マーストリヒト条約を改正したアムステルダム条約(1999年発効)では、教育政策に関して、特段の改正はない(ただし従来の第126条と第127条は、それぞれ第149条と第150条に移行している)。ニース条約(2003年発効)でも、修正は加えられていない。「欧州連合基本権憲章」(Charter of Fundamental Rights of the European Union, OJ, C 364, 18.12.2000)では、第14条で「教育に対する権利」について規定されている(訳文は、岡久慶・山口和人訳「欧州連合基本権憲章」『外国の立法』211号, 2002.2, pp.14-20.を参照)。「欧州憲法条約」では、第三部「連合の政策と運営」、第3編「域内政策および域内行動」、第5章「連合が調整、補完、または支援行動をとりうる領域」、第5節「教育、青少年、スポーツおよび職業訓練」で、第III-282条「目的・手段」、第III-283条「職業訓練」の規定がある(訳文は、衆議院憲法調査会事務局編『欧州憲法条約: 解説及び翻訳』衆議院憲法調査会事務局, 2004.所収の中村民雄訳を参照)。

これらの条文に規定されているように、EUは、経済面、さらに政治面での統合を追求しつつも、決してひとつの均質な国家を目指しているものではない。多文化、多言語のヨーロッパの実現が志向されている。したがって、各国の教育制度をEUとして統一するといったことは考えられていない。「ひとつのヨーロッパ」に向かう過程で、ヨーロッパ内外の流動性を促進し、青少年や市民の意識の覚醒を通して、各国の教育の質を向上させると同時に、EU全体の水準を高めることが主眼となっている。

EUの教育政策は、まず欧州委員会から閣僚理事会（加盟国の教育関係大臣で構成される教育関係閣僚理事会）と欧州議会に提案という形で提出される。また経済社会評議会と地域委員会に諮問され、両者は意見を表明する。この手続きを経て、必要な修正が加えられ、改めて委員会から提案が、理事会に付される。これを最終的に理事会が採択し、欧州委員会が執行するという仕組みになっている<sup>(3)</sup>。

現在、欧州委員会は、ジョゼ・マヌエル・バローゾ委員長（ポルトガル）のもとに、24の総局が置かれ、教育政策に関しては、教育・文化総局（Directorate-General for Education and Culture）の所管となっている。同総局の欧州委員は、スロバキア出身のヤーン・フィゲル（Ján Figel）がつかめている<sup>(4)</sup>。

## II リスボン戦略とその展開

EUでは、2000年3月にリスボンで開催された欧州理事会で、「2010年までに世界でもっとも競争力のある、ダイナミックな知識を基礎とした経済空間を創設する」<sup>(5)</sup>として、「知識社会における生活と労働のための教育および訓練」<sup>(6)</sup>、「研究と革新の欧州空間の創設」<sup>(7)</sup>、「雇用、教育および訓練における社会的統合の促進」<sup>(8)</sup>など、経済・社会政策について今後10年間を念頭においたEUの採るべき包括的な方向性が示された（「リスボン戦略」）<sup>(9)</sup>。教育政策の展開も、この「リスボン戦略」の一環のなかでとらえることができる<sup>(10)</sup>。

なお、リスボン戦略と並行して、高等教育の領域では、「ボローニャ・プロセス」が進行している。これは、欧州委員会だけでなく、欧州審議会（Council of Europe）をはじめ、広くヨーロッパの大学、学生、経済界、労働界などの団体も加えた広範なメンバーをフォローアップ・グループとして、2010年を目標に「ヨーロッパ高等教育圏」の構築を目指すものである<sup>(11)</sup>。

(3) 表1の第149条第4項および第150条第4項を参照。

(4) 欧州委員会のサイトから“The members of the Barroso commission”を参照。(<[http://ec.europa.eu/commission\\_barroso/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/commission_barroso/index_en.htm)>)

(5) Schlussfolgerungen des Vorsitzes Europäischer Rat (Lissabon), 23. und 24. März 2000の paragraph 5を参照。(<[http://consilium.europa.eu/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/de/ec/00100-r1.d0.htm](http://consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/de/ec/00100-r1.d0.htm)>)

(6) Ibid., paragraph 25-27.

(7) Ibid., paragraph 12-13.

(8) Ibid., paragraph 33.

(9) リスボン戦略に関する邦語文献として、入稻福智「リスボン戦略」『平成国際大学論集』9号, 2005.3, pp.131-145.を参照。

(10) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Europäische Zusammenarbeit in Bildung und Forschung, Eine Handreichung*, Berlin, 2005, S.7ff. (<[http://www.bmbf.de/pub/eu\\_zusammenarbeit\\_in\\_bildung\\_forschung.pdf](http://www.bmbf.de/pub/eu_zusammenarbeit_in_bildung_forschung.pdf)>) 欧州委員会のホームページから以下の記事も参照。„Allgemeine und berufliche Bildung 2010-Unterschiedliche Systeme, Gemeinsame Ziele - Der Beitrag der allgemeinen und beruflichen Bildung zur Lissabon- Strategie“ (<[http://ec.europa.eu/education/policies/2010/et\\_2010\\_de.html](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/et_2010_de.html)>)

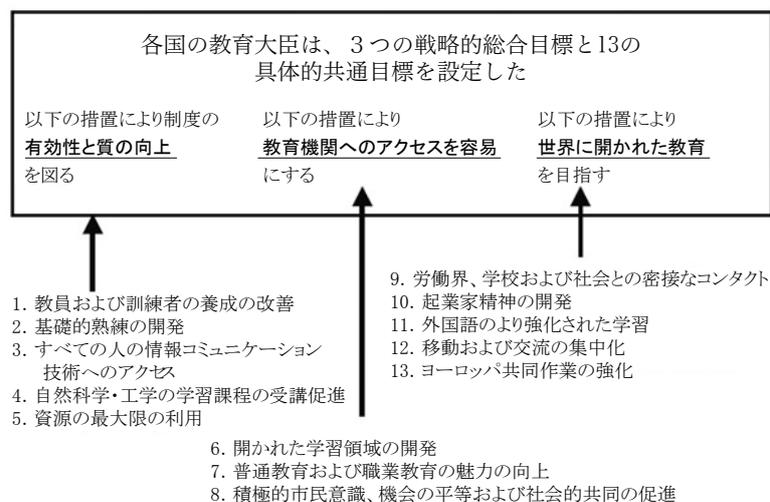
また、職業教育の領域では、「コペンハーゲン・プロセス」と呼ばれる取り組みも行われている<sup>(12)</sup>。この試みでも、欧州委員会とヨーロッパ各国の教育関係大臣が連携して、広くヨーロッパレベルでの各国間の協力・強化が進められている。

## 1 目標設定と作業計画の策定

リスボン欧州理事会の議長総括では、今後の取組みにあたり、「開かれた調整方法」(offene Methode der Koordinierung)<sup>(13)</sup>が採用されるとしている。これは、加盟各国間で情報をオープンにし、よりよい事例をモデルとしながら全体を調整していくという方式である。具体的には、①まず共通の指針と目標を設定する。②これにもとづき、個別の指標を定める。③これを各国は自国の政策に反映させる。④このプロセスを定期的に検証、評価する、というものである<sup>(14)</sup>。教育政策の取組みについても、この手続きにより進められることになった<sup>(15)</sup>。

リスボン欧州理事会を受けて、2001年3月、教育関係閣僚理事会は「普通教育および職業教育の制度の具体的、将来目標」に関する報告書を、ストックホルム欧州理事会に提出した<sup>(16)</sup>。そのなかで、「普通教育・職業教育制度における質の向上と有効性の改善をはかる」、「すべての人に対し普通教育・職業教育へのアクセスを容易なものとする」、「普通教育・職業教育制度を世界に対し開放する」という3つの大きな目標と、それに対応する13の具体的目標が設定された(表2を参照)。

表2 普通教育および職業教育におけるリスボン戦略への貢献



(出典) Kommission der Europäischen Gemeinschaften, *Arbeitsdokument der Kommissionsdienststellen „Allgemeine und berufliche Bildung 2010“*, S.10. ([http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/staff-work\\_de.pdf](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/staff-work_de.pdf))

(11) 英、独、仏、伊の4カ国の高等教育関係大臣は、1998年パリにおいて、「ヨーロッパ高等教育圏」の確立をめざす「ソルボンヌ宣言」に署名した。これに盛り込まれた内容は、1999年に29カ国が署名する「ボローニャ宣言」となって結実した。以後、2年おきに高等教育関係大臣会議が開催され、同宣言のフォローアップが行われることになった。2010年までという期限を設け、署名各国が協力して一連の取り組みを進めていく過程が「ボローニャ・プロセス」と呼ばれている。これまで、2001年にプラハ(32カ国参加)、2003年にベルリン(40カ国)、2005年にベルゲン(45カ国)で同会議が開催され、会議ごとに参加国は増加している。これらの会議を通じて、特に優先的な措置をとることが求められているのは、①学部、大学院という高等教育の基本構造の整備、②ヨーロッパ共通の単位の開発、③高等教育の質保証システムの確立である。拙稿「ヨーロッパの高等教育改革—ボローニャ・プロセスを中心にして」『レファレンス』658号、2005.11, pp.74-98.を参照。

翌年（2002年）3月、教育関係閣僚理事会は、これらの目標に対応する「戦略目標」、「中核テーマ」、「進展の目安となる指標」、「今後のタイムスケジュール」などの雛形を盛り込んだ作業計画<sup>(17)</sup>を、バルセロナ欧州理事会に提出した。以後、この計画のもとで、各国の取組みが進展している。

## 2 ベンチマークの設定

この作業計画にしたがい、2002年11月、欧州委員会は、次の5つの課題について、それぞれ2010年までに達成すべき目標数値をベンチマークとして設定した<sup>(18)</sup>。すなわち、①学校中退者の減少、②自然科学、工学の大学卒業生の増加、③後期中等教育修了者の増加、④青少年の読解力向上、⑤生涯学習の参加者の増加である。

これら5つのベンチマークと、リスボン戦略が始まった2000年時点でのそれぞれの数値は、表3のとおりである。

表3 5つのベンチマーク

事項	ベンチマーク	備考（2000年の数値）
1. 早期中退者	・2010年までに18～24歳の学校中退者の割合を、平均して最大限10%以下とする。	EU平均：17.3%
2. 数学・自然科学・工学の卒業生	・2010年までに数学・自然科学・工学の大学卒業生数を現在よりも少なくとも15%高める（74万8,000人とする）。 ※数学・自然科学・工学の大学卒業生数に占める女子の割合を高める。	卒業生数（EU25カ国）： 65万2000人
3. 後期中等教育修了者の割合	・2010年までに22歳人口の85%が、後期中等教育段階（ISCED国際標準教育分類3）を修了する。	EU平均：76.4%
4. 15歳の生徒の読解力（下位成績者の割合）	・2010年までに読解力に劣る15歳人口の割合を2000年と比較して20%減少させる（下位成績者の割合：15.5%以下）。	EU全体の下位成績者の割合： 19.4% 〔参考〕日本：10.1% 米国：17.9%
5. 成人の生涯学習への参加率	・2010年までに就業年齢層（25-64歳）の者の生涯学習（訓練・継続教育）への参加率を平均して12.5%とする。	EU平均：7.9%

（出典）European Commission, *Detailed Analysis of Progress Toward the Lisbon Objectives in Education and Training 2006 Report, Analysis based on indicators and benchmarks* (<http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/progressreport06annexes.pdf>) のデータをもとに筆者作成。

(12) 2002年11月に、コペンハーゲンで、EU加盟国を含むヨーロッパ31カ国の教育関係大臣と欧州委員会は、職業教育における「コペンハーゲン宣言」を採択した。そこに盛り込まれているのは、次のような内容である。資格の透明性を確立するために既存の手続きを使った統一的な枠組みの創設（ユーロパス）／職業教育に関して、換算および移行システムの開発（ECVT）／職業教育における共通の基準と原則の設定／インフォーマルな学習のバリエーションに関する共通の原則／生涯学習へのアクセス改善を促進するオリエンテーション。2004年にはマーストリヒトで、32カ国の教育関係大臣と欧州委員会は、ヨーロッパの経営者、労働者の代表等も加え、コペンハーゲン・プロセスの達成状況を検証するとともに、今後の職業教育における優先的政策について議論した。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *a.a.O.*, S.18f.

(13) *Op.cit.*(5), paragraph 37.

(14) Anton Dobart, „allgemeine und berufliche Bildung im Lissabon-Prozess“, *EU-BILDUNG-2010, eine initiative des bm:bwk*, S.2. (<http://www.eu-bildung-2010.at/>)

(15) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *a.a.O.*, S.7,11.

(16) Bericht des Rates (Bildung) an den Europäischen Rat, *Die konkreten künftigen Ziele der Systeme der allgemeinen und beruflichen Bildung*. ([http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/rep\\_fut\\_obj\\_de.pdf](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/rep_fut_obj_de.pdf))

(17) „Detailliertes Arbeitsprogramm zur Umsetzung der Ziele der Systeme der allgemeinen und beruflichen Bildung in Europa“ ([http://www.bibb.de/dokumente/pdf/al.3\\_int\\_eu\\_arbeitsprogramm.pdf](http://www.bibb.de/dokumente/pdf/al.3_int_eu_arbeitsprogramm.pdf))

(18) Mitteilung der Kommission vom 20. November 2002 - Europäische Benchmarks für die allgemeine und berufliche Bildung: Follow-up der Tagung des Europäischen Rates von Lissabon [KOM (2002) 629 endg.]

### III 2007年からの新しい教育計画

以上のようなリスボン戦略の展開の中で、欧州委員会は、今年（2007年）から2013年まで7年間の新しい教育計画（「生涯学習の促進に関する統合計画」。以下、「統合計画」とする。）を策定した（表4を参照）<sup>(19)</sup>。

この統合計画の目的は、次のように記されている。

「この計画の一般的目的は、共同体を、生涯学習をとおして、進歩する知識社会、持続する経済的発展をとまなう社会へと導くことに寄与するものである。そこでは、よりよい労働場所、より大きな社会的結束と同時に、将来の世代に対する環境保護も保障される。とりわけこの計画は、普通教育と職業教育における共同作業と、共同体のなかでの移動を促進し、世界規模の質保証を発展させるものである」<sup>(20)</sup>。また「この計画は、生涯学習に関する政治的措置、とくに、リスボン戦略、ボローニャ・プロセスおよびコペンハーゲン・プロセス、ならびにこれらと対応する後続のイニシアティブを、ヨーロッパ次元で支援するものである」<sup>(21)</sup>。

具体的には、「価値の高い生涯学習の発展、高度の達成スタンダード、革新（イノベーション）の促進、ならびにヨーロッパ次元への寄与」、「生涯学習のヨーロッパ空間を実現するための支援」、「加盟国が行う生涯学習の質、魅力の向上、生涯学習へのアクセスの改良」が目指されている<sup>(22)</sup>。

実際の行動としては、学生、教員等の域内移動の促進、共同体レベルでの多面的なプロジェクト開発と協力ネットワークの構築、各種促進措置の成果の普及と利用、モデルとなる革新的な事例の相互交換などが行われる。

なお、この統合計画は、「コメニウス」など、これまで実施されてきた4つの個別の計画を統合したものとなっている（表4を参照）<sup>(23)</sup>。

まず、「コメニウス」（COMENIUS）は、初等・中等教育にかかわる促進措置である<sup>(24)</sup>。これは、『大教授学』を著した教育学者のコメニウス（1592-1670）を念頭に置いてネーミングされている。

「エラスムス」（ERASMUS）は、大学教育にかかわる計画である<sup>(25)</sup>。これもルネサンス期を代表する人文主義者のエラスムス（1466-1536）の名にちなんでいる（エラスムスは、国境を越えて、ヨーロッパ各地の大学を学生として、また教師として遍歴した）。

「レオナルド・ダ・ヴィンチ」（LEONARDO DA VINCI）は、職業教育、継続教育を促進する

(19) Vorschlag für einen Beschluss des Europäischen Parlaments und des Rates über ein integriertes Aktionsprogramm im Bereich des lebenslangen Lernens [KOM (2004) 474 endg.] なお、この文書は、昨年（2006年）欧州議会と理事会により正式に決定された（Beschluss Nr. 1720/2006/EG, *ABl*, L327/45 v.15.11.2006）

(20) Beschluss Nr. 1720/2006/EG, Artikel 1(2)。

(21) Ibid, Artikel 32(2)a)。なお、ボローニャ・プロセスについては（注11）、コペンハーゲン・プロセスについては（注12）を参照。

(22) 以下の記述にあたっては、EUが行う教育政策のドイツの担当機関であるドイツ連邦職業教育研究所（BIBB）の以下の資料を参照した。„Das EU-Bildungsprogramm Lebenslanges Lernen (LLP) 2007-2013“（[http://www.na-bibb.de/uploads/lebenslanges/basispraesentation\\_pll\\_fahle\\_07-01-1.pdf](http://www.na-bibb.de/uploads/lebenslanges/basispraesentation_pll_fahle_07-01-1.pdf)）

(23) 2000年から2006年までの7年計画では、コメニウス、エラスムス、グルントヴィが普通教育領域の政策として「ソクラテス」と呼ばれた。2007年からは、「ソクラテス」と「レオナルド・ダ・ヴィンチ」が、再編成されてひとつの「生涯学習計画」に統合された。06年までの計画については、拙稿「EU統合とヨーロッパ教育の課題」『比較教育学研究』27号、2001.6、pp.68-79。を参照。

(24) Op. cit (20), Artikel 16-19.

(25) Ibid., Artikel 20-23.

表4 生涯学習の促進に関する統合計画（2007－2013年）

生涯学習統合計画			
<p>統合計画全体の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質的に高い生涯学習の展開</li> <li>・加盟国における生涯学習の質、魅力、アクセス容易性の改善</li> <li>・個人の発達、社会的共同、積極的市民意識、両性の平等および特別なニーズを必要とする者に対する生涯学習の寄与の強化</li> <li>・創造性、競争能力および就業能力の促進ならびに起業家精神の開発</li> <li>・あらゆる年齢層の者の生涯学習参加率の向上</li> <li>・言語学習および言語の多様化の促進</li> <li>・ヨーロッパ市民意識の開発にあたっての生涯学習の役割の拡大</li> <li>・ヨーロッパの普通教育および職業教育のあらゆる領域における質の改善に際しての共同作業の促進</li> <li>・統合計画によりカバーされる領域における、成果、革新的生産物およびプロセスの利用ならびにモデルとなる方法の交換</li> </ul>			
コメニウス (学校教育)	エラスムス (高等教育)	レオナルド・ダ・ヴィンチ (職業教育)	グルントヴィ (成人教育)
<p>就学前教育から後期中等教育までの教員、生徒およびこれらの者が所属する教育機関を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパ文化およびヨーロッパ文化がもつ価値の多様性に対する青少年および教育者の理解の発展</li> <li>・個人の発展、よりよい就業機会、積極的なヨーロッパ市民意識にとって必要な基礎的知識、達成および能力を青少年が獲得できるよう援助</li> </ul> <p>コメニウス移動行動、学校パートナーシップ、多面的共同作業のためのプロジェクトならびに横断的措置</p>	<p>大学教育および第三領域(高等教育領域)で行われる職業教育を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヨーロッパ高等教育圏」実現のための援助</li> <li>・大学教育および第三領域で行われる職業教育の革新的プロセスへの寄与を強化</li> </ul> <p>計画の枠内で、個人の移動活動、とりわけ革新と実験に関わる共通プロジェクト、エラスムスの枠内でのテーマ・ネットワークならびに横断的措置</p>	<p>すべての職業教育の関与者の教授・学習のニーズに 대응する(第三領域の職業教育を除く)教育課程を提供または促進する教育施設・組織を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動</li> <li>・各国の特殊な事情への適合を含む革新的移転を通して職業教育制度の改善を、とりわけめざましい多面的なプロジェクト</li> <li>・開発および範例的方法による移転を通しての職業教育制度の改善を目指した多面的なプロジェクト</li> <li>・専門家および組織によって構成されるテーマ・ネットワーク</li> <li>・横断的な措置</li> </ul>	<p>成人学習にかかわるあらゆる形態の教授・学習のニーズに対応する教育課程を提供または促進する教育施設・組織を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパの住民の高齢化により生ずる教育生成の克服</li> <li>・成人の知識と能力を形成するオルタナティブの準備</li> </ul> <p>グルントヴィの枠内で次の行動が促進される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の移動</li> <li>・関連する組織が共通に関心をもつテーマに関する「グルントヴィ学習パートナーシップ」</li> <li>・グルントヴィ・ネットワーク</li> <li>・横断的措置</li> </ul>
横断的計画（4つの重点的活動）			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育政策上の共同作業（生涯学習に関わる政策発展とヨーロッパレベルでの協力を援助する）</li> <li>2. 言語学習の促進</li> <li>3. 革新的情報コミュニケーション技術（ICT）にもとづく教育内容、教育的措置の発展の助成</li> <li>4. 各種措置の成果の普及と利用、モデルとなる事例の交換の促進</li> </ol>			
ジャン・モネ計画（3つの重点的活動）			
<p>ジャン・モネ行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャン・モネ・チェア（Jean Monnet Chair）</li> <li>・教授の団体、その他高等教育の教員、ヨーロッパ統合を専門とする研究者・ヨーロッパ統合研究を専門とする若手研究者の助成</li> <li>・ヨーロッパ統合のプロセスに関わる議論、反省および知識の促進を目的とする研究活動</li> </ul> <p>多国間のプロジェクトネットワーク（多国間研究グループを含む）</p>	<p>ヨーロッパに統合に関わる事項を扱う諸機関に対する運営上および管理上の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州大学（College of Europe）</li> <li>・ヨーロッパ大学インスティテュート（European University Institute）</li> <li>・ヨーロッパ行政インスティテュート（European Institute of Public Administration）</li> <li>・ヨーロッパ法アカデミー（Academy of European Law）</li> <li>・特別なニーズの教育開発のためのヨーロッパ機関（European Agency for Development in Special Needs Education）</li> <li>・ヨーロッパ訓練国際センター（International Centre for European Training, CIFE）</li> </ul>	<p>生涯学習に関わる教育および訓練の分野におけるヨーロッパの諸団体に対する運営上および管理上の助成</p>	

（出典）欧州委員会のホームページから“What is the structure of the Lifelong Learning Programme”のサイトを参照して筆者作成。〈[http://ec.europa.eu/education/programmes/llp/general/what\\_en.html](http://ec.europa.eu/education/programmes/llp/general/what_en.html)〉

ことを目指している<sup>(26)</sup>。これもルネサンス期を代表する芸術家のレオナルド・ダ・ヴィンチ (1452-1519) に由来している。

「グルントヴィ」(GRUNDTVIG) は、成人教育に関わるいろいろな施策を実施している<sup>(27)</sup>。グルントヴィ (1783-1872) は、デンマークの宗教家、詩人で、政治家でもあった。彼は、誰でも、いつでも入学できる成人教育施設である国民大学を創設したことで知られている。

それぞれの計画で、とくに重点とされている具体的目標と、それぞれの計画に支出される予定の予算額 (2007-13年) は、以下のとおりである<sup>(28)</sup>。

- ・コメニウスでは、2007-13年の間に、全生徒の5%を各種プログラムに参加させる<sup>(29)</sup> (16億1204万4000ユーロ)。
- ・エラスムスでは、2010年までに300万人の学生の域内移動を実現する<sup>(30)</sup> (59億2974万6000ユーロ)。
- ・レオナルド・ダ・ヴィンチでは、2013年までに年間150,000人分の訓練場所を設定する<sup>(31)</sup> (36億4935万5000ユーロ)。
- ・グルントヴィでは、成人の移動を2013年までに年間25,000人にまで拡大する<sup>(32)</sup> (5億9314万9000ユーロ)。

以上が、この統合計画の中核となる4つの大きな行動である。これに加えて、それぞれに全体的にかかわり、これらを補充する横断的計画が設定されている<sup>(33)</sup>。その重点となっているのは、生涯学習に関わる次の4つの行動である。①教育政策上の共同作業、②言語学習の促進、③革新的情報コミュニケーション技術 (ITC) を用いた教育への助成、④教育的措置、成果等の普及、モデルとなる事例の交換。この横断的計画には、8億3073万9000ユーロが支出される予定である。

さらに、ヨーロッパ統合に関わる研究支援、高等教育機関、民間団体などへの援助を目的としたジャン・モネ (Jean Monnet) プロジェクトもこの統合計画に含まれる<sup>(34)</sup>。この行動には、2億7084万ユーロの支出が見込まれている。

今後、実際に全体予算を配分するにあたっては、コメニウスに少なくとも13%、エラスムスに少なくとも40%、レオナルド・ダ・ヴィンチに少なくとも25%、グルントヴィに少なくとも3%が支出されるとしている<sup>(35)</sup>。上記の個別計画に含まれない措置を含めて、統合計画全体で、2007年1月から2013年12月までの7年間で、133億6527万1000ユーロの予算措置が講じられるとされている。

なお、この統合計画には、EU構成国だけでなく、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーなどのヨーロッパ経済地域 (EEA) 諸国のほか、トルコも参加している。また加盟候補国であるクロアチアとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (FYROM) のほか、スイス、さ

(26) Ibid., Artikel 24-27.

(27) Ibid., Artikel 28-31.

(28) 予算額は以下を参照。KOM (2004) 474 endg., S.83ff.

(29) Ibid., S.69.

(30) Ibid.

(31) Ibid., S.72.

(32) Ibid., S.74.

(33) Op. cit (20), Artikel 32-33.

(34) Ibid., Artikel 34-37. なお、ジャン・モネの名称は、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の初代委員長をつとめた Jean Omer Marie Gabriel Monnet (1888-1979) の名前をとっている。

(35) Op. cit (20), Artikel 32-33., Anhang B-11.

らに西バルカン諸国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、セルビア）も、欧州委員会と協定を締結することにより、この統合計画への参加が可能となっている<sup>(36)</sup>。

#### IV 拡大 EU の教育現況と課題

以上、リスボン戦略の展開と、今年（2007年）から始まった新しい「統合計画」の内容について概観した。最後に、1. 昨年（2006年）発表された「中間報告書」に記載されたベンチマークのこれまでの達成状況、2. 拡大 EU 全体として認められる教育の現状と課題についてまとめておく。

##### 1 ベンチマークの進捗状況

2010年に向けたリスボン戦略の折り返し点である2004年に、ベンチマークの進展状況などを記載した「中間報告書」がまとめられた。そのなかで、①「もっとも重要な領域に改革と投資を集中させる」、②「生涯学習が実現されなければならない」、③「普通教育と職業教育のヨーロッパを創設する」ことが、「成功のための鍵」であるとしている<sup>(37)</sup>。

①については、とくに「資金の投資、配分にあたり、有効性をより高める」、「教員の職を魅力あるものとする」ことが重要であるとされている。②については、「包括的で、結束力のある、調整された戦略の開発」、「障害をもつ人々の統合（インクルージョン）」、「共通のヨーロッパレベル原則の適用」が、③については、「ヨーロッパ資格枠組み（European Qualification Framework, EQF）<sup>(38)</sup>の必要性」、「移動の障害を除去するための積極的活動」、「教育におけるヨーロッパ次元の強化」が、それぞれとりわけ大きな課題に挙げられている<sup>(39)</sup>。

さらに、2005年のブリュッセル欧州理事会で「リスボン戦略」の新たな見直しが行われた<sup>(40)</sup>。そこでは、「人的資本」への投資が、「持続的な成長と雇用の改善」にとっていっそう求められるとされた。

同理事会を受けて、各国はそれぞれ自国のナショナルレポートを提出することになり、それにもとづいて昨年（2006年）、欧州委員会は新たな「中間報告書」を作成した。以下、昨年の報告書のなかから、ベンチマークを中心にして、見ていくことにする<sup>(41)</sup>。なお、この報告では、EU25カ国（当時）に加えて、2007年1月からの加盟国（ブルガリア、ルーマニア）、今後の加盟候補国（クロアチア、マケドニア、トルコ）とヨーロッパ経済地域の3カ国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）のデータも分析の対象として盛り込まれている。また、EUの競争相手国として、米国と日本のデータも随時挿入され、比較の対象に加えている。

(36) Ibid., Artikel 7.

(37) *Gemeinsamer Zwischenbericht des Rates und der Kommission über die Maßnahmen im Rahmen des detaillierten Arbeitsprogramms zur Umsetzung der Ziele der Systeme der allgemeinen und beruflichen Bildung in Europa*, Februar 2004, S.4ff. ([http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/jir\\_council\\_de.pdf](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/jir_council_de.pdf))

(38) Das Lissabon-Programm der Gemeinschaft umsetzen, Vorschlag für eine Empfehlung des Europäischen Parlaments und des Rates zur Einrichtung eines Europäischen Qualifikationsrahmens für lebenslanges Lernen [KOM (2006) 479 endg.]

(39) *Op.cit.* (37), S.3ff.

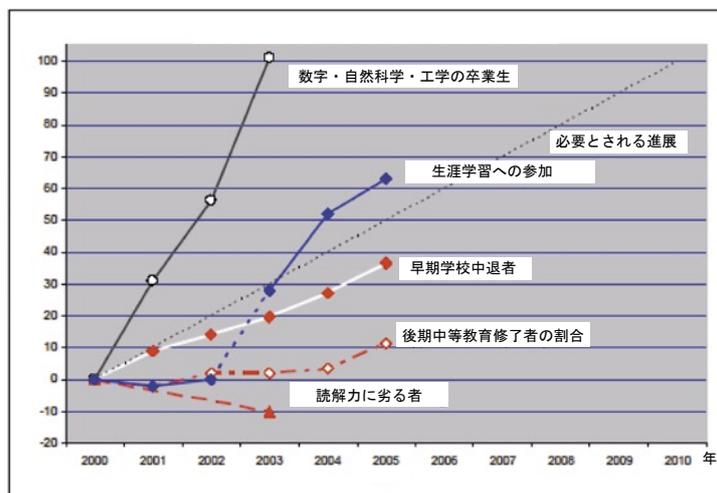
(40) Schlussfolgerungen des Vorsitzes Europäischer Rat (Brüssel), 22. und 23. März 2005.

(41) European Commission, *Progress Towards the Lisbon Objectives in Education and Training, Report based on indicators and benchmarks, Report 2006*, (<http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/progressreport06.pdf>)

全体としては、「リスボン戦略で掲げる目標達成のために、ヨーロッパの教育と職業訓練は、さらなる努力を必要とする」と総括されている<sup>(42)</sup>。

ベンチマークごとに見た現状は、次のとおりである。

図1 5つのベンチマークの達成状況



(出典) European Commission, *Detailed Analysis of Progress Toward the Lisbon Objectives in Education and Training 2006 Report, Analysis based on indicators and benchmarks*, p.10.

まず図1は、リスボン戦略のスタート時点「0」、2010年の到達目標を「100」としたときの2005年時点での達成状況を表したものである。そこからおおむね以下のような状況を見ることができる。

- ・「数学・自然科学・工学の卒業生の増加」については、すでに2002/03年度に目標の「100」に到達している。
- ・「生涯学習の参加者」も、おおむね順調に増加していると言える。
- ・「中退者の減少」については、コンスタントな改善は見られるが、このままの推移では、2010年までに目標を達成できない。
- ・「後期中等教育修了者の拡大」については、2004年までほとんど改善が見られなかったが、2005年に、若干の改善を見た。しかし目標達成までの道のりは、まだ相当遠い。
- ・「読解力の向上」について見ると、読解力に劣る者の数は、減少するよりも、逆に増加しているのが現状である。

次に、それぞれの指標でベスト3に属する国について、その達成状況をもう少し立ち入って見ていくと、次のような特色が認められる(表5を参照)。

まず、中退者の割合について言うと、ベンチマークでは10%以下とすることが目標とされているが、2005年時点のEU25カ国平均は、14.9%にとどまっている。そのうち、上位3カ国は、ポーランド(5.5%)、スロバキア(5.8%)、チェコ(6.4%)である。

読解力に関する数値は、OECD(経済協力開発機構)が行った生徒の学習到達度調査の結果にもとづいている。同調査では、生徒の習熟度レベルを得点によって高いほうから低いほうへ、「レ

(42) “Europe’s education and training: additional efforts are needed to meet Lisbon targets” Press Releases (IP/06/618, 16 May 2006) (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/618&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>)

表5 各ベンチマークごとの上位3カ国

ベンチマークの分野	2010年の達成目標値	ベスト3カ国			EU25カ国平均	米国	日本
学校中退者(18-24歳)の割合	10%以下	2005年の数値 (%)					
		ポーランド 5.5%	スロバキア 5.8%	チェコ 6.4%	14.9%	(:)	(:)
読解力に劣る者(15歳)の割合	少なくとも20%減(15.5%)	2000年から2003年の間の変化 (%)					
		ラトビア -40.2%	ポーランド -27.6%	フィンランド (-18.6%)	+2.1%	+8.4%	+88.1%
		2003年の数値 (%)					
後期中等教育の修了率	少なくとも85%	2005年の数値 (%)					
		スロバキア 91.5%	スロベニア 90.6%	チェコ 90.3%	77.3%	(:)	(:)
数学・自然科学・工学の卒業生	少なくとも15% (=10万人の卒業生) 又は年間1.6%増	2000年から2003年の増減率 (%)					
		スロバキア +17.6%	イタリア +12.8%	ポーランド +12.0%	+4.6%	+2.7%	-0.8%
		1,000人あたりの卒業生の割合 (2003年)					
		アイルランド 24.2%	フランス 22.2%	英国 21.0%	12.3%	10.9%	13.9%
25-64歳のEU市民	少なくとも12.5%	今卒業者に占める女性の割合 (%)					
		エストニア 42.5%	キプロス 42.0%	ポルトガル 41.5%	31.1%	31.9%	14.4%
25-64歳のEU市民	少なくとも12.5%	2005年の数値 (%)					
		スウェーデン 34.7%	英国 29.1%	デンマーク 27.6%	10.8%	(:)	(:)

(出典) European Commission, *Detailed Analysis of Progress Toward the Lisbon Objectives in Education and Training 2006 Report, Analysis based on indicators and benchmarks*, p.12.

「レベル5」から「レベル1」と「レベル1未満」の6段階に分類されている。ベンチマークで「読解力に劣った者の割合」という場合、このうちの「レベル1未満の者」と「レベル1の者」を合計した数値である。その結果は、フィンランドが5.7% (レベル1未満:1.1%、レベル1:4.6%) で、読解力に劣る者の割合がもっとも少ない。次に少ないのがアイルランド (11.0%)、第3位がオランダで11.5%となっている。EU全体の平均は、19.8%である。2000年と03年の調査を比較してみると、「劣る者」の割合がもっとも減少したのはラトビア (-40.2%) で、以下、ポーランド (-27.6%)、フィンランド (-18.6%) の順となっている (いずれも2003年の数値)。

後期中等教育の修了率は、20-24歳人口に占める後期中等教育修了者数の割合を指している。ベンチマークに示された到達目標は85%であるが、EU25カ国の平均は、まだ77.3%である (2005年)。上位3カ国は、スロバキア (91.5%)、スロベニア (90.6%)、チェコ (90.3%) というようにすでに9割を越え、目標値に到達している。このようにベスト3カ国は、いずれも2004年の新規加盟国が占めている。

数学・自然科学・工学の大学卒業生数についてみると、2000年から03年にかけての上昇率ももっとも高いのは、スロバキア (+17.6%) で、以下、イタリア (+12.8%)、ポーランド (+12.0%) となっている。20-29歳の人口1,000人あたり、どの位の割合で、これらの分野の卒業生がいる

かを比較すると、アイルランドが24.2人でもっとも多い。続いてフランス (22.2人)、英国 (21.0人) の順となっている (2003年、以下同じ)。数学・自然科学・工学の卒業生全体に占める女性の割合で見ると、エストニア (42.5%) がもっとも高い。以下、キプロス (42.0%)、ポルトガル (41.5%) の順になっている。

生涯学習の参加率は、25-64歳の就業者のうち、どの位の割合の者が、調査時点で「最近4週間以内」に、何らかの生涯学習 (教育・訓練) を受講しているかを調査したものである。その結果は、EU 全体で10.8%となっている (2005年)。目指されているベンチマークは、12.5%であるが、上位3カ国について言えば、スウェーデン34.7%、英国29.1%、デンマーク27.6%というように、目標値をすでに大きく上回っている。

## 2 拡大 EU の教育課題

EU 全体として認められる教育制度に関わる最近の「もっとも重要な傾向」<sup>(43)</sup>として、次の6点が挙げられている。

- ・就学前教育を受ける者が増加している<sup>(44)</sup>。
- ・高等教育に学ぶ学生がさらに増加している<sup>(45)</sup>。
- ・自然科学と工学の卒業生が徐々に増加している。
- ・学校教育の質がますます評価されている。
- ・2004年以降の新規加盟国とそれまでの加盟15カ国の教育制度の組織と経営 (マネジメント) は、共通したものとなっている。
- ・学校の IT 設備やインターネット接続などに見られる格差は解消しつつある<sup>(46)</sup>。

こうした全体的な流れの中で、もっとも重要なイニシアティブとして、取り組まなければならない課題領域は、次の5つとされている<sup>(47)</sup>。①高等教育の改革、②初等・中等教育の発展、③職業教育および成人教育の領域における協力関係の強化、④移動の障害の除去、⑤多言語の促進。

これらを踏まえて、当面、とくに取り組んでいかなければならない課題として、次の(1)から(7)のテーマが考えられる<sup>(48)</sup>。先に表2で掲げた3つの大きな目標との関連で言えば、(1)から(4)までは「有効性と質の向上」、(5)は「アクセスの容易性」、(6)と(7)は「世界に開かれ

(43) Europäische Kommission, *Schlüsselzahlen zum Bildungswesen in Europa 2005, Die europäischen Bildungssysteme aus allen Perspektiven*, S1.

(44) 就学前教育機関へは、EU 全体 (25カ国、以下同じ) で、86.3%の者が通っている (2003年)。2000年では85.4%であったので、若干増加している。ただし、フランス、ベルギー、イタリア、英国、スペインでは、ほぼ100%であるのに対し、ポーランド34.1%、リトアニア53.1%、ギリシャ57.0%とかなりの開きがある。フィンランドは44.7%であるが、就学前教育機関にかわるダイケアセンターが発達しており、そこでレベルの高い教育が施されている (*op.cit.*(41), pp.28-29.)

(45) 20~24歳人口に占める高等教育機関在籍者の割合で見ると、EU 全体で、すでに5割を越えるまでに上昇している (1998年: 47.1%、2000年: 56.4%)。とくに、フィンランド (89.1%)、スウェーデン (80.2%) が、高い数値を数字となっている (*op.cit.*(41), pp.33-35.)

(46) 学校におけるコンピュータの普及状況について見ると、国による差はまだ小さくない。たとえばコンピュータ1台あたりの生徒数は、デンマーク7.0人、ルクセンブルク6.6人であるのに対し、新規加盟国であるスロバキア33.5人、ポーランド21.8人、ラトビア20.4人となっている (2003年、以下同じ)。インターネットに接続している学校の割合は、低い国ではスロバキアが50.8%、ポルトガルが60.4%となっている。90%以上普及している国は、ルクセンブルク (95.9%)、フィンランド (92.1%)、スウェーデン (91.9%) である (*Ibid.*, pp.113-115.)

(47) Europäische Kommission, *Allgemeine und berufliche Bildung 2010: Die wichtigsten Initiativen und Ergebnisse auf dem Gebiet der allgemeinen und beruflichen Bildung seit dem Jahr 2000*, 2007.1, S.1ff. ([http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/compendium05\\_de.pdf](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/compendium05_de.pdf))

た教育」に対応している。

#### (1) 学習能力の向上

まず全体として、もっとも大きな課題となるのは、学習能力の向上であろう。この点をベンチマークとの関連で言えば、次のようになる<sup>(49)</sup>(表3を参照)。

- ・読解力が劣った者の割合(15歳の生徒の場合)を今より20%減少させ、15.5%とするためには、あと20万人の生徒の読解力を向上させなければならない。
- ・学校中退者の割合を10%以下とするためには、現在600万人いる中退者をあと200万人減少させなければならない。

#### (2) 教員養成の充実と退職教員の補充

生徒の学習能力の向上をはかるためには、いかにして優秀な教員を確保するかが鍵となる。そのためには、教職の魅力の向上、給与面など、待遇の改善が欠かせない。

また、教員の年齢構成を見ると、50歳以上の者が占める割合が高い。EU25カ国の平均は29.7%であるが、ドイツやスウェーデンなどでは、その割合は40%を越えている。今後10年間で、EU全体として、少なくとも100万人の教員を新たに採用しなければならない<sup>(50)</sup>。

#### (3) 情報コミュニケーション技術 (ICT) への対応

学習能力の向上と関連して、誰でも容易に情報コミュニケーション技術 (ICT) へとアクセスできるよう、情報リテラシーの向上をはからなければならない<sup>(51)</sup>。また、すべての市民が、情報コンピュータ技術を駆使できるよう、学校、家庭における IT 関連の基盤整備の強化がさらに必要である。これに関連して、欧州委員会の「e-ラーニング戦略」<sup>(52)</sup>をいっそう進めていかなければならない。

ベンチマークで言われている「数学・自然科学・工学卒業生の増加」については、前述のように2002/03年度で、すでにEU全体としての目標値に到達している。この傾向が続けば、年間で約100万人の学生が、数学、自然科学、工学の領域で大学修了証を取得することになる(現在の卒業生は、75万5000人)。ただしこれらの分野では、依然として女性の割合が少ない<sup>(53)</sup>。

#### (4) 公的教育支出と投資の効率性・効果

次に挙げられるのは、公財政教育支出の問題である<sup>(54)</sup>。いずれのヨーロッパ諸国もGDP(国内総生産)に占める相当の割合を教育に投資している(2002年のEU全体の平均が5.22%である)。2000年が4.94%、2001年が5.10%であったので、その割合は、少しずつ増加している。しかし米国の5.35%には、まだ及ばない(表6を参照)。また国によりばらつきが見られる<sup>(55)</sup>。

(48) *Op.cit.*(41), pp.10-47.

(49) *Ibid.*, pp.14-18.

(50) *Ibid.*, pp.13-14.

(51) *Ibid.*, pp.21-23.

(52) 欧州委員会のサイトから“eLearning”を参照。〈[http://ec.europa.eu/education/programmes/elearning/index\\_en.html](http://ec.europa.eu/education/programmes/elearning/index_en.html)〉

(53) *Op.cit.*(41), pp.19-21.

(54) *Ibid.*, pp.23-25.

表6 国内総生産（GDP）に占める教育費の公財政支出の割合（％）

年	EU 25カ国		ベルギー	チェコ	デン マーク	ドイツ	エスト ニア	ギリシャ	スペイン	フランス	アイル ランド	イタリア	キプロス	ラトビア	リトアニア	ルクセン ブルグ	ハンガリー	マルタ
2000	4.94		:	4.04	8.39	4.53	5.59	3.79	4.42	5.83	4.36	4.57	5.60	5.43	5.67	:	4.54	4.55
2001	5.10		6.11	4.16	8.50	4.57	5.48	3.90	4.41	5.76	4.35	4.98	6.28	5.70	5.92	3.84	5.15	4.47
2002	5.22		6.26	4.41	8.51	4.78	5.69	3.96	4.44	5.81	4.32	4.75	6.83	5.82	5.89	3.99	5.51	4.54

年	オランダ	オースト リア	ポーラ ンド	ポルト ガル	スロバ ニア	スロバ キア	フィン ランド	スウェー デン	英国	ブルガ リア	ルーマ ニア	クロア チア	トルコ	アイス ランド	リヒテ ンシュ タイン	ノルウェー	日本	米国
2000	4.87	5.66	5.01	5.74	:	4.15	6.12	7.39	4.58	4.41	2.89	:	3.49	6.00	:	6.82	3.59	4.93
2001	4.99	5.70	5.56	5.91	6.13	4.03	6.24	7.31	4.69	3.53	3.28	:	3.65	6.47	:	7.00	3.57	5.08
2002	5.08	5.67	5.60	5.83	6.02	4.35	6.39	7.66	5.25	3.57	3.53	4.32	3.56	7.12	2.95	7.63	3.60	5.35

(出典) *Gemeinsamer Zwischenbericht 2006 des Rates und der Kommission über die Fortschritte im Rahmen des Arbeitsprogramms „allgemeine und berufliche Bildung 2010“*(2006/C79/01), S.18f. ([http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/de/oj/2006/c\\_079/c\\_07920060401de00010019.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/de/oj/2006/c_079/c_07920060401de00010019.pdf))

公的教育支出の増加とあわせて、限られた「資源の最良の利用」(Best Use of Resources)と投資の効果をいかに高めるかが大きな課題となっている<sup>(56)</sup>。

#### (5) 教育へのアクセスの向上

幼稚園などの就学前教育機関への入学状況、18歳人口(後期中等教育の最終学年に相当する)の在学率、大学等の高等教育機関在学者の同年齢人口に占める割合、生涯学習への参加率など、教育機関へのアクセス状況は、改善されつつある。しかし、ベンチマークとの関連で言えば、まだ次のような課題を達成しなければならない。

- ・後期中等教育修了者の割合を85%まで高めるためには、あと200万人の生徒が後期中等教育を修了する必要がある<sup>(57)</sup>。
- ・生涯学習へのアクセスでは、参加率を12.5%まで高めるには、さらに400万人が、4週間の研修に参加しなければならない<sup>(58)</sup>。

なお、高等教育の領域では、近年、女性の資格水準がコンスタントに上昇していることが伺われる<sup>(59)</sup>。たとえば、EUのいずれの国においても、大学卒業生の男女比を見ると、女子の割合は男子より高くなっている。しかし、卒業後の就業の職種と、そこで占める指導的地位に関しては、どの職業グループを見ても、女子はまだ男子と同レベルに達していないとされている。

#### (6) 移動の促進

「統合計画」のなかでも、とくに学生と教員の域内移動の促進が大きな課題となっている<sup>(60)</sup>。

(55) スウェーデン、フィンランドが、それぞれ7.66%、6.39%であるのに対し、ブルガリア3.57%、ギリシャ3.96%というように、かなりの開きがある。前年比で見ると、チェコ、キプロス、ハンガリー、スロバキアなどの新規加入国が、0.25%以上の増加率を示していることが眼につく(表6を参照)。

(56) *Op.cit.*(41), p.13.

(57) 18歳人口のどの位の割合の者が、在学しているかを見ると、EU全体では、76.4%である。フィンランド、スウェーデンは、91.9%、94.5%と9割を超えている(*Ibid.*, pp.30-31.)。

(58) *Ibid.*, pp.35-39.

(59) *Op.cit.*(43), S.317ff.

(60) *Op.cit.*(41), pp.44-45.

エラスムス計画は、それに資することを目的とするものである<sup>(61)</sup>。移動を促進するためには、学位や職業資格の相互承認が必要であることは言うまでもない。前述のボローニャ・プロセスのなかでは、ECTS (European Credit Transfer System) と呼ばれるヨーロッパ共通単位互換制度が開発されている。職業教育に関しては、コペンハーゲン・プロセスのなかで前述の「ヨーロッパ資格枠組み」(EQF)の開発などが進められている。

こうした取り組みが、さらにいっそう強化されなければならない。

#### (7) 多言語政策の促進

EUでは、多言語主義が採用されており、加盟各国の23の言語<sup>(62)</sup>を公用語として、公式文書はすべての公用語で作成されている。これら構成国の「言語の多様性」の尊重と「言語教育の普及」のために、外国語学習の改善による多言語の促進も大きな課題となっている。

2002年のバルセロナ欧州理事会の議長総括では、「とくに2つの外国語の早期教育をとおして基礎的スキルを習得しなければならない」<sup>(63)</sup>として、学校教育のなかで少なくとも2つの外国語を学習することが求められている<sup>(64)</sup>。

以上大きく課題を7つにまとめてみたが、全体として、「公正」(Gerechtigkeit)と「効率性」(Effizienz)に主眼が置かれている<sup>(65)</sup>。そのなかで「鍵となる能力」<sup>(66)</sup>の向上をはかり、教育の「質」を高めていくことがもっとも大きな課題となっていると言えよう。その過程で、教育の成果が検証され、評価が行われる。こうした評価システムは、いずれの国においてもすでに導入されている<sup>(67)</sup>。

(61) たとえば、学生のEU域内移動に関しては、前述の「エラスムス計画」のなかで、全学生の10%が自国以外の加盟国の大学で一定期間、学習することが目指されている。現状を見ると、そのためには、今よりも数値を2倍以上増やさなければならない。EU全体で見ると、外国人学生の割合は6.2%となっている。2001/01年度は、5.3%であったので、約1%上昇している。国別でいうと、イギリスの大学に学ぶ外国人学生の割合が高い (*Ibid.*, pp.46-47)。

(62) ブルガリア語、スペイン語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、エストニア語、ギリシャ語、英語、フランス語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、ハンガリー語、マルタ語、オランダ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、フィンランド語、スウェーデン語。駐日欧州委員会代表部広報部『Europe』, winter 2007, p.22.

(63) Presidency Conclusions European Council, Barcelona, 2002, paragraph 44.

(64) 現状を見ると、EUの生徒の多くは、まだ早期からの外国語学習を経験していない。2003年現在、前期中等教育段階で平均して「1.3」、後期中等教育段階で「1.6」の外国語を学習している (*Op.cit.*(41), pp. 46-47)。

(65) Schlussfolgerungen des Rates und der im Rat vereinigten Vertreter der Regierungen der Mitgliedstaaten zu Effizienz und Gerechtigkeit in der allgemeinen und beruflichen Bildung v.8.12.2006, *ABl.* C 298/3, S.3ff.

(66) これら課題の基盤となる「鍵となる能力」として、次の8つの能力の開発が挙げられている。①母語の能力、②外国語の能力、③数学および基礎的な自然科学・工学の能力、④コンピュータ能力、⑤学習能力(学び方を学習する能力)、⑥社会的・市民的能力、⑦自分でイニシアティブをとって起業できる能力、⑧文化を受容し表現できる能力 (Empfehlung des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18.Dezember 2006 zu Schlüsselkompetenzen für lebensbegleitendes Lernen, *ABl.* L.394/13-18.

(67) こうした評価は、「相互に学びあう」(Peer-learning)という観点から行われる。各国は自国以外のモデルとなる事例を相互に学習することで、EU全体としてそのレベルを高めていくことに重点が置かれている。また法的に拘束力をもつものではないとされている。Gemeinsamer Zwischenbericht 2006 des Rates und der Kommission über die Fortschritte im Rahmen des Arbeitsprogramms „Allgemeine und berufliche Bildung 2010“, S.7ff.

## おわりにー市民性教育の発展

2004年と今年（2007年）の新規加盟国によるEU拡大は、教育政策面にどのような影響を及ぼすのだろうか。

ヨーロッパでは、すでに1970年代から教育関係閣僚による教育大臣会議が始まっており、その参加国はEU加盟国以外にまで及んでいる。そこでは、ボローニャ・プロセスやコペンハーゲン・プロセスの取り組みにも見られるように、ヨーロッパの教育制度全般に関わる諸問題の調整が進められてきた<sup>(68)</sup>。さらに、こうした教育関係のさまざまな取り組みには、欧州審議会をはじめとする国際組織も関与し、欧州委員会との共同作業も数多く行われている。これら一連の流れの中で見るならば、EU拡大によって、その教育政策に大きな変化が起こることは考えにくい。拡大により、ヨーロッパ統合に向けて、教育政策がもつ意味は、ますます大きくなっていくであろう。

社会主義体制の崩壊後、中・東欧諸国の教育制度は、旧西側諸国をモデルに再構築された。新規加盟国についてみると、前述したように、制度上で見る限り、その教育組織、学校経営の仕組みなど、拡大以前の加盟15カ国のそれと大きな相違は見られない。

しかし、EUが進める「社会的一体性およびアクティブな市民性」<sup>(69)</sup>といった視点で見ると、旧社会主義諸国には、「民主主義の教育」、「参加を主体とした学校文化」(participatory school culture)<sup>(70)</sup>などの面で、その成熟度がまだ必ずしも十分ではないように見受けられる。旧東西両陣営は、戦後40年以上にわたって、まったく異なる政治体制のもとで、それぞれ目指す方向の異なる教育制度を構築してきた。旧西側諸国が標榜してきた、人権教育、政治的多元主義、多文化主義、異文化間教育などの教育理念は、旧東側諸国においては顧みられることが少なかったように思われる。こうした教育理念を、ヨーロッパ全体のコンテクストのなかでどのように根付かせていくのか。「民主主義の赤字」(democratic deficit)<sup>(71)</sup>を「市民性(シティズンシップ)教育」によって補っていくことも、さらに取り組んでいかなければならない課題であろう。EU全体の枠組みの中で、こうした市民性教育の普及のためのさまざまな新しい教育プログラムも数多く開発されている<sup>(72)</sup>。

はじめにも述べたように、教育制度そのものは、各国それぞれが独自のシステムを有しており、EUがこれをひとつのものとしようといった政策は、まったく想定されていない。EC条約でも、「教育内容および教育制度の組織に対する構成国の責任を十分に尊重し」、「奨励措置の採択にあたっては、構成国の法令の調和をはかることを除外する」と規定し(表1を参照)、「補完性の原則」が採用されている。しかし補完性の原則は、必ずしも上位レベル(EU)に対する下位レベル(国・州・市町村)の優先という意味でのみ理解されているわけではない。たとえば、州が教育に関する権限を有しているドイツなどでは、州の「文化高権」(Kulturhoheit)が徐々

(68) David Phillips and Hubert Ertl, *Implementing European Union education and training policy : a comparative study of issues in four member states*, Boston: Kluwer Academic, 2003, pp. 319-327.

(69) *Op.cit.*(41), p.50.

(70) European Commission, *Citizenship Education at School in Europe*, 2005, p.28. <[http://www.eurydice.org/ressources/eurydice/pdf/055EN/005\\_chap3\\_055EN.pdf](http://www.eurydice.org/ressources/eurydice/pdf/055EN/005_chap3_055EN.pdf)>

(71) Attila Ágh, *The Adolescence of East Central European Democracies: Europeanization as an Opportunity for Further Democratization*, p.3.

(72) *Op.cit.*(70), pp.31-32.

に侵害されていくことに大きな不安を抱く層も残っている<sup>(73)</sup>。

こうした不安をどのように解消し、教育政策における各国間の協力関係を構築していくかも、今後、徐々に解決していかなければならない課題であろう。繰り返しになるが、求められているのは、国（地方）がもつ多様性の否定ではなく、多様性のなかでの収斂と調和である。

以上見てきたように、拡大EUの教育政策は、欧州連合の枠を越えて広くヨーロッパレベルで展開されている。そのなかで「知識社会の実現」に必要な共通のベンチマークを設定し、自国のみにとどまらず、ヨーロッパ全体としての教育水準のレベルアップが目指されている。

EU国民は、「ヨーロッパ市民」として、EU諸国間を自由に移動でき、就労にあたっても自国民とEU外国人（自国以外のEU国民）との差別は、基本的に解消される。これがEUの基本理念である。しかし、その枠に入らない人々、とりわけ、外国人労働者と呼ばれるアジア・アフリカ系の定住外国人など、ヨーロッパとは異なった文化的、宗教的背景をもった人々といかに共存していくかも、今後の拡大EUにとって、解決しなければならないもっとも大きな教育課題のひとつであろう。

こうした課題を抱えつつ、拡大EUの他の政策同様、教育の領域においても、これからもさまざまな取り組みが、積極的に試みられていくであろう。

（きど ゆたか 総合調査室）

---

(73) アンケート調査の結果を見ても、外交政策などについては7割以上の者が、EUレベルで決定すべきであるとしているのに対し、教育制度に関しては、約6割の者が各国レベルの決定が望ましいと回答している。INRA Deutschland, *Auf dem Weg zur Erweiterung Image, Aufgaben und Zukunft der Europäischen Union*, 2002, S.35. ([http://ec.europa.eu/public\\_opinion/archives/eb/eb57/eb57\\_germany.pdf](http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/eb/eb57/eb57_germany.pdf))